

平成21年12月3日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

- 調査事件8 その他所管に関する事項について
(第4次福島町総合開発計画の変更について)

企画グループ

調査事件 7 その他所管に関する事項について
(第 4 次福島町総合開発計画の変更等について)

1. 第 4 次福島町総合開発計画基本計画の修正について

第 4 次福島町総合開発計画については、計画期間を平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間とし平成 18 年 3 月に策定したところであります。

平成 21 年度においては、前期実施計画期間最終年度となることから、基本構想を受けてその目的を達成するため、施策の具体的内容を部門別に体系化した基本計画について、現状にそぐわない施策や今後の事業計画を企画・立案するにあたり修正が必要なものや追加する事項等について、施策の体系の全般にわたり見直しを図りました。

また、基本計画の修正を検討する段階において、議会から提言がなされたことから、提言内容を踏まえて基本計画に登載が可能なものなどの検討をしながら、見直しを進めたものであります。

○第 4 次福島町総合開発計画基本計画修正（案） 資料 1

2. 第 4 次福島町総合開発計画後期実施計画の策定について

第 4 次福島町総合開発計画については、平成 18 年 3 月に策定し基本計画を具現化する前期実施計画（H18～H21）により、まちづくりを推進してきました。

前期実施計画については、自立プランにより財政健全化を維持しつつ、ローリング等の手法を用いて事業規模等に精査を加え、自立プランに配慮しながら各事業の計画登載を行ってきたところであります。

後期実施計画の策定にあたっては、前期計画を踏襲しながら今後とも安定的で持続可能な財政運営に努め、各事業の実施にあたっては、社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら、効率的・効果的な事業推進を図るとともに、当町が直面する諸課題の改善に向けて取り組むこととし、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年間の実施計画を策定するものであります。

また、これまで同様、各年度の計画執行状況や取り巻く環境の変化、財政動向などを勘案しつつ、毎年度ローリングを行うこととします。

○第 4 次福島町総合開発計画後期実施計画（案） 資料 2

3. 策定経過と今後のスケジュールについて

月	内 容
4月	
5月	◆5月～6月末：各事業取りまとめ作業
6月	
7月	◆7月28日～29日：特別職ヒアリング
8月	◆8月上旬～中旬：ヒアリング後の課題整理
9月	◆9月29日：第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員委嘱（21.9.1～23.8.31） ・会長、副会長の選任 ・部会長、副部会長の選任 ・基本計画の修正について ・後期実施計画の策定について
10月	◆10月13日：議会からの提言 ◆10月16日：議会からの提言を受けた再校正案とりまとめ ◆10月22日：再校正案協議 ◆10月26日：再校正案の修正とりまとめ ◆10月28日：最終案協議
11月	◆11月9日：第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の修正について ・後期実施計画の策定について ◆11月17日：第3回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の策定について ・基本計画及び後期実施計画全般にわたる質疑、意見交換について ・基本計画野修正及び後期実施計画答申 ◆11月下旬～12月下旬：パブリックコメント募集（予定）
12月	◆12月1日：総務教育常任委員会 ◆12月3日：経済福祉常任委員会
1月	◆議会：基本計画修正（案）・後期実施計画（案）上程

4. パブリックコメントの実施について

パブリックコメント制度は、町民の生活に関わる計画や条例の策定にあたり、案の段階から町民に公表し、これについて町民から聴取した意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町長等の考え方を公表し、公正で透明性の高い町政を進めるものであります。

基本計画や実施計画については、パブリックコメント制度の対象となる計画でありますので、同制度を実施することとします。

○パブリックコメントの募集期間（予定）

- ・11月下旬から12月下旬（1か月間）

○公表方法

- ・町ホームページ及び総務課企画グループ並びに吉岡支所での閲覧